浦安市国際交流協会会則（2023 年版）

（名称）

第1条　この会は、浦安市国際交流協会（以下「協会」という）と称する。

（目的）

第2条　協会は、身近な生活の場において国際理解と国際親善を深め、平和な国際社会の実現と多文化が共生できる地域社会の創設に寄与する。

（活動）

第3条　協会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

(1) 国際交流・協力及び地域国際化に関する計画及び実施

(2) 国際交流・協力及び地域国際化に関する情報、資料の収集及び普及

(3) 国際交流及び地域国際化に関する諸団体との協力

(4) その他国際交流・協力及び地域国際化の推進に必要な活動

（事業）

第4条　協会は、前条の活動を具現化するため、次の事業を行う。

(1) 外国語学習による国際理解・交流事業

(2) 日本語学習支援による国際理解・交流事業

(3) 異文化学習による国際理解・交流事業

(4) 姉妹都市交流による国際理解・交流事業

(5) ホームステイ・ビジット受入による国際理解・交流事業

(6) 翻訳・通訳ボランティア事業

(7) 地域国際化事業

(8) 会員の資質向上に必要な事業

(9) 広報事業

(10) 協会の維持運営に必要な事業

（会員）

第5条　協会は、第2条の目的に賛同し、原則として浦安市在住、在勤又は在学の 16 歳以上の個人会員、団体会員をもって組織する。

2　会員となる者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

（役員）

第6条　協会に、次の役員を置く。

会長　　1名
副会長　3名
会計　　1名
理事　　30 名以内
副理事　30 名以内
監事　　2名

2　次に掲げる役員の任期は、1 期 2 年とする。ただし、再任は妨げずその場合の任期は以下の

とおりとし、その後は当該役職を連続にはできないものとする。

会長　　3期までとする。

副会長　2期までとする。

会計　　1期とする。

なお、第 14 条第3項に定める部会役員については、原則として1期とする。ただし、再任の期間を含めて2期までとする。

3 2 項の役員の辞任に伴う後任者の任期は、同項に定める期間とする。

（名誉会長、顧問）

第7条　会長は、理事会に諮って、協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

（役員の選出方法）

第8条　会長、副会長及び会計の選出方法は、細則で決める。

2 理事、副理事及び監事は、理事会の推薦を経て総会において選任する。

但し、第 3 項に定める理事、副理事については、総会後変更がある場合は、直近の理事会で審議の上、決議を行う。変更について承認決議の場合は、総会においての選任は要しない。

3 理事、副理事及び監事は次のとおりとする。

理事　別表の関係団体の代表及び第 14 条第3項に定める部会長

副理事　別表の関係団体の代表及び第 14 条第3項に定める副部会長

監事　別表の関係団体の代表及び会員の中からそれぞれ1名

（役員の職務）

第9条　会長は、協会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、協会の会計事務をつかさどる。

4 理事は、協会の会務の基本事項を処理する。

5 副理事は、理事を補佐し、理事に事故あるとき、理事に代わってその職務を処理する。

6 監事は、協会の会計を監査する。

（会議）

第 10 条

協会の会議は、総会、理事会及び運営会議とする。

2 前項に定める会議の形式及び決議の方法等については、会長が運営会議に諮ったうえ定める。総会については、理事会の承認を必要とする。

3 総会の議長及び副議長は、その都度、会員の中から推薦により選任する。副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは議長に代わってその職務を処理する。

（総会）

第 11 条　総会は、会員及び役員をもって構成し、毎年1回会長が招集する。ただし、会長又は理事会が特に必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会において決議又は承認する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業報告及び決算に関すること

(2) 事業計画及び予算に関すること

(3) 会則の改正に関すること

(4) 役員の選任に関すること

(5) その他、会長が必要と認める事項

3 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第12条 理事会は、会長・副会長・会計及び理事をもって構成し、会長が随時開催する。また、理事会は構成員の過半数の出席で成立する。

2 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に付議する事項

(2) 協会運営の基本に係わる事項

(3) 会長が特に必要と認める事項

3 理事会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営会議)

第13条 理事会は、協会の事業活動を円滑に推進するために、理事会のもとに運営会議を設ける。

2 運営会議は、会長、副会長、会計、及び部会長ならびに副部会長をもって構成し、会長が随時開催する。また、運営会議は構成員の過半数の出席で成立する。

3 運営会議で決定する事項は、次のとおりとする。

(1) 理事会に付議する事項

(2) 事業計画及び予算にもとづく協会の具体的事業の執行に関すること

(3) 各部会の活動の調整に関すること

(4) その他、理事会に付議する必要のない事項

4 運営会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第14条 会長は、協会の事業を推進するために、理事会の同意を得て、下記の部会を設ける。その他必要に応じて特別の委員会を、協会全体で実施する短期的事業については、時限的な実行委員会を設けることができる。委員会及び実行委員会の設立は、運営会議の同意のみで可とする。言語学習部会、文化交流部会、姉妹都市交流部会、ホームステイ部会、翻訳・通訳部会、総務部会。

2 部会は、協会の事業の具体化のため、各々の所管に基づき、企画立案及び実施にあたる。

3 部会は、部会役員として部会長、副部会長、部会会計を各1名置く。

4 部会長及び副部会長は、当該部会の推薦を経て運営会議で承認するものとする。

(経費)

第15条 協会の経費は、次の収入をもってあてる。

(1) 会費

(2) 寄付金及び賛助金

(3) 行事等の参加費

(4) その他の収入

(会費)

第 16 条　協会の会費は、次のとおりとする。

(1) 個人会員　　年額　1,000 円

(2) 団体会員　　年額　10,000 円

（会計年度）

第 17 条　協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までとする。

（事務局）

第 18 条　協会の事務を処理するために次の住所に事務所を置く。浦安市猫実1-12-38

（委任）

第 19 条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が運営会議に諮った上、別に定める。

(付則)この規約は、昭和 62 年2月 29 日から施行する。

(付則)この規約は、1991 年5月 11 日から施行する。

(付則)この規約は、1997 年5月 17 日から施行する。

(付則)この規約は、2001 年5月 19 日から施行する。

(付則)この規約は、2002 年3月 16 日から施行する。

(付則)この規約は、2003 年4月1日から施行する。

(付則)この規約は、2004 年5月 15 日から施行する。

(付則)この会則は、2008 年5月 17 日から施行する。

(付則)この会則は、2010 年5月 15 日から施行する。

(付則)この会則は、2013 年5月 25 日から施行する。

(付則)この会則は、2014 年5月 17 日から施行する。

(付則)この会則は、2017 年5月 20 日から施行する。

(付則)この会則は、2020 年5月 23 日から施行する。

(付則)この会則は、2021 年5月 22 日から施行する。

(付則)この会則は、2022 年5月 21 日から施行する。

(付則)この会則は、2023 年5月 20 日から施行する。

● 関係団体一覧

浦安ロータリークラブ
浦安シーサイドライオンズクラブ
浦安市婦人の会連合会
浦安ライオンズクラブ
一般社団法人　浦安市スポーツ協会
浦安商工会議所
浦安市自治会連合会
公益社団法人　浦安青年会議所
浦安市立小中学校校長会
浦安市立小中学校 PTA 連絡協議会
浦安中央ライオンズクラブ